

第1 審査会の結論

平成25年10月15日付けの開示請求（以下「本件請求」という。）に対して、平成25年10月28日付けで宮崎県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書不開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第2 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

「処分を取り消すとの決定を求める」、また、「資料及び参考書で、県庁の作成したものが具体的に憲法第何条に該当するのかわせ」との主張を行っている。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書において述べている異議申立ての理由は、次のように要約される。

- (1) 人権について取り上げるなら、日本国憲法の資料があるはずである。
- (2) もし憲法に従わず勝手に県職員が作成していれば憲法（第99条）違反である。
- (3) 憲法の第何条に基づいて作成しているか県民に説明する義務が実施機関にある。
- (4) いまだに、人権侵害主体とは何か、私人間に憲法が直接適用された判例はあるのかについて、人権室は真面目に回答していない。

3 不開示決定に係る理由説明書に対する意見の要旨

- (1) 学校要覧は宮崎大宮高等学校（以下「大宮高校」という。）が独自に作成したと責任転嫁をする発言が実施機関からあったが、たとえ勝手に作成したとしても予算決裁をするのは教育委員会のはずである。
- (2) 日本国憲法第99条には、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」と規定されており、公務員が憲法に拘束されることを理解していない。

第3 異議申立てに対する実施機関の説明

実施機関が、理由説明書で主張している内容は、次のとおりである。

1 不開示とした理由について

実施機関は、請求に係る公文書を保有していないため。

2 異議申立ての理由について

異議申立人は、上記第2の2のとおり主張しているが、これらのことは、実施機関が行った公文書不開示決定とは関係がない。

第4 審査の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、以下のように審査を行った。

年 月 日	審 議 の 経 過
平成25年11月15日	諮問を受けた。

平成25年12月18日	実施機関から本件決定に係る「理由説明書」を受け取った。
平成25年12月24日	異議申立人から「理由説明書」に対する意見書の提出を受けた。
平成26年2月13日	諮問の審議を行った。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、実施機関及び異議申立人の主張を検討した結果、以下のように判断する。

1 本件請求について

異議申立てに係る開示請求内容は、以下のとおりである。

- (1) 大宮高校の平成25年度学校要覧の中で、各学年ごとに示されている人権・同和教育の目標が、憲法第何条に該当する人権侵害か、大宮高校生徒及び宮崎県民が理解できる文書
- (2) 大宮高校の平成25年度学校要覧の中で示されている、2学年の人権・同和教育の目標中の「差別事象」における人権侵害主体は何か、大宮高校生徒及び宮崎県民が理解できる文書

2 学校要覧について

当審査会で以下のことを確認した。

- (1) 学校要覧は、学校に備え付ける表簿として、県立高等学校管理運営規則（平成14年4月1日教育委員会規則第8号）第108条第4号に規定されており、学校長決裁により各学校で作成している。
- (2) 当該要覧の作成要領は存在しない。

3 判断

本件請求に係る公文書は、大宮高校が作成した平成25年度の学校要覧の内容に関して、その根拠となる憲法の条文が何条かが分かる文書である。

当該要覧の作成の根拠となる作成要領は存在せず、不存在であるとの実施機関の主張に特段の不合理な点は認められない。

また、当該開示請求に係る公文書を作成又は取得していることをうかがわせる事情も認められないことから、不存在を理由に不開示とした本件決定は、妥当であると認められる。

なお、異議申立人は、憲法違反等を主張しているが、これらのことは、当審査会で判断しうることではない。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。